

横浜市立石川小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定

令和4年2月21日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

石川小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめはいけない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

これにより、石川小の児童は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場や、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できることを目指すものである。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- ・対策委員会の構成員は、原則として次の者とする。
校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任
- ・事案の状況により、関係する教職員等を加える。
- ・必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・横浜市いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や判断・対応を行う。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」を、月1回開催するものとする。
- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

- ・いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画、推進する。
- ・いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- ・いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- ・重大事案発生の際には、中核となり調査を行う。
- ・学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない学級、学校風土づくり
- ・挨拶運動による挨拶の励行
- ・地域や学校への基本的な生活習慣の確立への啓もう
- ・「わかる授業」「児童が主体的に参加できる授業」の研究
- ・適切な人間関係づくり
- ・人権教育、道徳教育の推進による自己有用感の醸成
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童や保護者に周知
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

(2) 早期発見

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの定義理解を含む教職員の研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じた、いじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・いじめ認知報告書による報告
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署等関係機関との連携

(4) いじめの解消

- ・いじめ解消の要件として少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめ認知報告書により、解消の報告

(5) 教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係や家庭環をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を行う。

- ・児童理解研修 ・いじめ防止研修
- ・Y-P研修（アセスメント、指導プログラム等）
- ・職員会議に位置付けた児童理解の時間
- ・外国人生活支援センター「信愛塾」による、外国人、外国につながる子の研修
- ・母子支援施設「カサ・デ・サンタマリア」による母子支援研修

(6) 保護者、地域との連携

いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

- ・PTA総会
- ・町と共に歩む学校づくり懇話会
- ・平楽中ブロック家庭・地域連絡協議会
- ・主任児童委員との懇談会等

(7) 取組の年間計画

月	内容
4	第1回対策委員会全体会（年間活動方針等の確認） 信愛塾研修 カサ・デ・サンタマリア研修 児童理解研修 いじめ防止研修
5	P T A総会での説明 第1回Y-Pアセスメント実施及び支援検討会
6	石川小生活実態調査（アンケート）実施と聞き取り 第1回まちと共に歩む学校づくり懇話会 ネットトラブル防止教室①（5、6年・保護者）
7	非行防止教室（3、4、5、6年） 前期児童生活振り返り調査実施と、それを踏まえての三者面談 横浜子ども会議（平楽中ブロック）
8	体罰防止研修 特別支援教育研修 Y-P 研修 人権教育研修 南区横浜子ども会議
9	第2回対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けて）
10	ネットトラブル防止教室②（5、6年・保護者）
11	第2回Y-Pアセスメント実施及び支援検討会
12	人権週間 後期生活振り返り調査実施と、それを踏まえての保護者面談 全市一斉いじめ解決一斉キャンペーン
1	第3回対策委員会（年度末反省・検討）
2	第2回まちと共に歩む学校づくり懇話会 ピンクシャツデー
3	第4回対策委員会（次年度に向けて）

4 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、(疑いを含む)は直ちに教育委員会に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。
- ・必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。